

(非公式訳)

投資委員会布告

第 11/2561 号

件名：地域経済（ローカルエコノミー）の投資奨励措置

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名：投資奨励政策および基準に基づき、

投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の第 2 段落、第 18 条および第 31 条の権限に基づき、地域企業の農業・農産加工・軽工業・地域観光業に対し地域レベルの投資奨励およびポテンシャルのある事業者の参画・支援を図るため、以下の通り公布する。

第 1 項 地域経済の投資奨励申請プロジェクトの条件

- 1.1 既存の被奨励事業が対象で、奨励申請時点で投資委員会が定めた投資奨励対象業種に該当する事業であり、法人所得税の免除または減税期間終了後、もしくは法人所得税免除の恩典が付与されていない事業であること。
- 1.2 各プロジェクトにつき、投資金額が（土地代および運転資金を除く）100 万バーツ以上であり、地域内における地方自治体、協同組合またはコミュニティ企業(community enterprises)へ各事業につき 20 万バーツ以上支援すること。
- 1.3 製造またはサービス提供の競争力向上のために、現地組織（local Organizations）との協力計画を提出すること。また奨励証書発給日より 3 年以内に投資を完了させること。
- 1.4 支援を受ける現地組織（local organizations）とは、関連機関もしくは地方自治体に登録した、農業および農産加工・軽工業・地域観光事業のいずれかに該当する事業を営んでいる協同組合またはコミュニティ企業（community enterprises）を意味する。

第 2 項 恩典

- 2.1 既存事業からの収入を法人所得税免除対象とし 3 年間免除する。投資金額（土地代および運転資金を除く）の 120%を上限とする。法人所得税免除額は、事務局が定めたコミュニティ企業(community enterprises)に対して支援した投資金額（土地代および運転資金を除く）より計算される。例えば、工場建設費や機械・設備費用や教育訓練費用など。なお、法人所得税の免除期間は奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。
- 2.2 税制以外の恩典は、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号における基準に基づき付与する。

第3項 本措置の下で投資奨励を受けたプロジェクトは、他の措置より恩典を受けることができない。

第4項 仏暦 2562 年（2019 年）1 月 2 日から仏暦 2563 年（2020 年）12 月 30 日までに投資奨励申請をすること。

直ちに有効とする。

布告日：仏暦 2561 年（2018 年）12 月 28 日

陸軍大将

（プラユット・チャンオーチャー）
投資委員会委員長